

感 第 1 3 6 号

令和3年5月12日

社員寮、作業員宿舎の設置者 様

島根県健康福祉部長

(感染症対策室)

【公印省略】

社員寮等における新型コロナウイルス感染症対策について

貴社におかれましては、日頃から、新型コロナウイルス感染症対策について、業界等が定めるガイドラインに基づき、感染予防と拡大防止対策を講じていただいていることと存じます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、全国的に感染が拡大しており、4月以降、島根県内においても感染者が増加している状況を踏まえ、改めて新型コロナウイルス感染症対策を徹底していただきたく、業界等が定めるガイドラインのほか、別紙記載事項に留意していただきますようお願いいたします。

特に、別紙の2のとおり、各職場におかれて、職員の健康管理にご留意いただきますようお願いいたします。

また、社員寮等の管理を委託されている場合は、委託先に徹底していただくようお願いいたします。

なお、社員寮等の感染対策についてのご相談は各保健所で承りますので、お気軽にご相談ください。

問い合わせ先

島根県健康福祉部感染症対策室 狩野・日野

電話 0852-22-6530・5254